

2014年12月11日

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会様

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 竹下 義樹

著作権法改正に関する意見書

日頃より視覚障害者の読書環境の改善にご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、マラケシュ条約批准に向け、著作権法の改正を検討していただいていることに深く敬意を表します。

これまで日本盲人会連合では、弱視者問題研究会や全国盲ろう者協会、DPI日本会議、全国音訳ボランティアネットワーク、全国拡大教材製作協議会と協議し、著作権法の改正の要望や読書バリアフリーに関する課題を検討してきました。私たちとしては、マラケシュ条約締結に向けた動きを契機として、視覚障害者等の情報アクセス環境の整備に係るすべての課題を解決したいと考えております。

著作権法に関する課題としては10月20日付で提出させていただいた要望書の通りですが、特に重要と考えているのは法第37条第3項の政令や文化庁長官の指定に関わる制度と考えております。政令または指定制度を撤廃し、障害者のための複製を真に行うニーズがある者が、指定申請の負担等にしばられることなく自由に複製を行える環境作りがマラケシュ条約が求める「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進」するには必須です。政令や指定制度の撤廃に関する検討が不十分なまま、マラケシュ条約締結のための受益者の拡大という最低限の部分だけを改正しても、実際にアクセシブルな媒体を製作してくれる人が増えなければ障害者の読書環境は改善されません。今や点字図書館や公共図書館の下で活動しているボランティアは点訳にしても音訳にしても高齢化というのが切実な問題になっています。拡大写本についてはほとんどのボランティアが図書館に関与していないため、弱視児の教材保障もままならないというのが現状です。

障害者権利条約のときも、当初条約締結のみに政府は固執しすぎたきらいがありましたが、最終的には障害者基本法を改正し、障害者差別解消法を制定した後に条約案を承認したという経緯があります。

日本盲人会連合及び関係団体としては、マラケシュ条約締結のためだけの改正を先に行い、政令や指定制度の問題を先送りすることには反対です。マラケシュ条約の前文でも、「多くの加盟国が自国の著作権法において視覚障害者又はその他の読むことに障害のある者のために制限及び例外を定めているが、利用しやすい形式の複製物になっていて、かかる人々が利用可能な著作物は引き続いて不足して」いることを指摘しています。今年1月に我が国も批准した障害者権利条約の第二十一条（表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会）では、

「締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。」とあります。また第三十条（文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加）でも、「締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。」とあります。

従って前述の著作権法の課題は同時に解決されるべきと考えますし、著作権法以外の読書環境を改善する施策もマラケシュ条約批准時に併せて進めていただきたいと考えております。

解説音声入り放送についても将来的に実用化されるという話も聞いております。関係団体やISOの動向も踏まえ、放送を含め、公衆送信が法第三十七条第三項でも認めていただけることを願っております。

審議会におかれましては、障害当事者の意見も踏まえつつ、権利者と丁寧な意見調整を行い、真に読書障害者の読書環境が改善されるような審議を望んでおります。何卒ご配慮いただけますようお願い申し上げます。